

○内閣府令第 号

会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の規定に基づき、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十四号）の全部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

投資法人の計算に関する規則（案）

目次

第一編 総則（第一条―第三条）

第二編 会計帳簿

第一章 総則（第四条）

## 第二章 資産及び負債

### 第一節 資産及び負債の評価

第一款 通則（第五条―第七条）

第二款 合併の際の資産及び負債の評価（第八条）

### 第二節 のれん

第一款 通則（第九条）

第二款 吸収合併（第十条―第十二条）

第三款 新設合併（第十三条・第十四条）

## 第三章 純資産

### 第一節 投資主資本

第一款 投資口の交付（第十五条―第十七条）

第二款 金銭の分配（第十八条）

第三款 自己投資口（第十九条）

第四款 出資総額等の増減（第二十条・第二十一条）

第二節 吸収合併に際しての投資主資本（第二十二条―第二十五条）

第三節 設立時の投資主資本

第一款 通常の設立（第二十六条）

第二款 新設合併（第二十七条―第二十九条）

第四節 評価・換算差額等（第三十条）

### 第三編 計算関係書類

#### 第一章 総則

第一節 表示の原則（第三十一条）

第二節 投資法人の計算書類（第三十二条・第三十三条）

第二章 貸借対照表（第三十四条―第四十五条）

第三章 損益計算書（第四十六条―第五十四条）

第四章 投資主資本等変動計算書（第五十五条）

第五章 注記表（第五十六条―第六十九条）

第六章 資産運用報告（第七十条―第七十四条）

第七章 金銭の分配に係る計算書（第七十五条―第七十八条）

第八章 附属明細書（第七十九条）

第九章 計算書類等の投資主への提供（第八十条）

第四編 清算投資法人の計算書類等

第一章 財産目録等（第八十一条・第八十二条）

第二章 決算報告（第八十三条）

第三章 決算報告等の投資主への提供（第八十四条）

附則

第一編 総則

（目的）

第一条 この省令は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく投資法人

の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この府令において、「特定資産」、「有価証券」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する特定資産、有価証券、投資信託委託業者、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 計算書類 法第二百二十九条第二項に規定する計算書類をいう。
- 二 計算関係書類 次に掲げるものをいう。
  - イ 成立の日における貸借対照表
  - ロ 各営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書
  - 三 吸収合併 法第四百七条第一項に規定する吸収合併をいう。
  - 四 新設合併 法第四百八条第一項に規定する新設合併をいう。

- 五 吸収合併存続法人 法第四百七十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。
- 六 吸収合併消滅法人 法第四百七十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。
- 七 新設合併消滅法人 法第四百四十八条第一項第一号に規定する新設合併消滅法人をいう。
- 八 新設合併設立法人 法第四百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。
- 九 吸収合併対象財産 吸収合併により吸収合併存続法人が承継する財産をいう。
- 十 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に交付する投資口をいう。
- 十一 吸収合併対価時価 吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併対価の価額をいう。
- 十二 吸収合併簿価投資主資本額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額をいう。
- イ 吸収合併対象財産（資産（吸収合併存続法人の自己投資口となる投資口を含む。）に限る。）に付すべき価額
- ロ 吸収合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額

十三 新設合併対象財産 新設合併により新設合併設立法人が承継する財産をいう。

十四 新設合併対価時価 新設合併対価の時価その他適切な方法により算定された新設合併対価の時価をいう。

十五 新設合併簿価投資主資本額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額をいう。

イ 新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額

ロ 新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額

十六 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口をいう。

十七 新設合併取得法人 新設合併消滅法人のうち、一の投資法人の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立法人における帳簿価額とすべき場合における当該一の投資法人をいう。

十八 共通支配下関係 二以上の投資法人が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の投資法人のうちの一の投資法人が他のすべての投資法人を支配

している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

十九 中間子法人割合 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の投資主が有する投資口の総数（自己投資口を除く。）に占める吸収合併存続法人の子法人が有する吸収合併消滅法人の投資口の数の割合をいう。

二十 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

二十一 ヘッジ会計 ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ



ブ取引をいう。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

(会計慣行のしん酌)

第三条 この府令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

第二編 会計帳簿

第一章 総則

(通則)

第四条 法第二百二十八条の二第一項の規定により投資法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この編の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第六十六条第二項の電磁的記録をいう。以下同じ。)をもって作成しなければならない。

第二章 資産及び負債

第一節 資産及び負債の評価

## 第一款 通則

### (資産の評価)

第五条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得原価を付さなければならぬ。

2 償却すべき資産については、営業期間の末日（営業期間の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この編において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、営業期間の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 営業期間の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 営業期間の末日における時価

二 営業期間の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産  
その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、営業期間の末日においてその時に取り立てることができない

と見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6 次に掲げる資産については、営業期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 営業期間の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券を除く。）

三 前二号に掲げる資産のほか、営業期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産

（資産の評価の特例）

第六条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）については、前条の規定にかかわらず、営業期間の末日における時価を付さなければならない（満期保有目的の債券を除く。）。

- 一 証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。次条第一項第二号において同じ。）に上場されている有価証券（同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。）
- 二 店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）
- 三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの
  - イ 証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第七号の二、第七号の四及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。ロにおいて同じ。）
  - ロ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの
- 2 前項に規定する時価は、計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とする。

(負債の評価)

第七条 負債については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、営業期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該営業期間の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

き引当金

二 払込みを受けた金額が債務額と異なる投資法人債

三 前二号に掲げる負債のほか、営業期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な負債

第二款 合併の際の資産及び負債の評価

第八条 吸収合併存続法人は、吸収合併対象財産の全部の吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、吸収合

併消滅法人における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併の場合について準用する。

## 第二節 のれん

### 第一款 通則

第九条 投資法人は、この節に定めがある場合に限り、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

### 第二款 吸収合併

(時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第十条 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

一 吸収合併存続法人が吸収合併の直前に吸収合併消滅法人の投資口を有しているとき。 当該投資口

二 吸収合併に係る費用があるとき。 当該費用のうち吸収合併対価として考慮すべきもの

(子法人と合併する場合におけるのれん等の計上)

第十一条 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人(当該吸収合併存続法人の親法人その他当該吸収合併存続法人を支配する者が存するものを除く。)の子法人であるものとして計算すべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、当該吸収合併消滅法人の投資主(吸収合併存続法人及びその子法人を除く。)に対して交付する吸収合併対価に対応する部分につき資産又は負債としてのれんを計上することができ

る。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項に規定する場合には、吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額と吸収合併簿価投資主資本額(吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。)との差額は、利益又は損失に計上する。

(のれんの計上の禁止)

第十二条 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、

吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 吸収合併対象財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正な  
のれんを計上するとき。

### 第三款 新設合併

(時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第十三条 新設合併対象財産（新設合併取得法人の財産を除く。）の全部の取得原価を新設合併対価の時価  
その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合には、新設  
合併設立法人は、新設合併に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項に規定する場合には、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも新設合併対価として考  
慮するものとする。

- 一 新設合併設立法人が新設合併の直前に新設合併消滅法人（新設合併取得法人を除く。）の投資口を有



しているとき 当該投資口

二 新設合併に係る費用があるとき 当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきもの

3 第一項に規定する場合において、新設合併取得法人が新設合併の直前にのれんを計上しているときは、新設合併設立法人は、当該のれんを資産又は負債として計上することができる。

(のれんの計上の禁止)

第十四条 新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅法人における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、新設合併設立法人は、新設合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 新設合併対象財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正な  
のれんを計上するとき。

### 第三章 純資産

#### 第一節 投資主資本

## 第一款 投資口の交付

(通則)

第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付（合併に際しての投資口の交付を除く。）による投資法人の出資総額等（法第八十八条第三項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。）の増加額については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う投資口の交付」とは、投資法人がその成立後に法第八十二条第一項により募集投資口を引き受ける者の募集を行う場合における投資口の発行をいう。

（募集投資口を引き受ける者を募集する場合）

第十六条 法第八十二条第一項により募集投資口を引き受ける者の募集を行う場合には、出資総額増加額は、法第八十四条第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百八条第一項の規定により払込みを受けた金銭の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあつては、法第八十二条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、法第八十四条第一項において準用する会社法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日）の為替相場に基づき算出された金額）とする。

(設立時又は成立後の投資口の交付に伴う義務が履行された場合)

第十七条 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行された場合には、投資法人の出資剰余金の額は、当該義務の履行により投資法人に対して支払われた額が増加するものとする。

## 第二款 金銭の分配

第十八条 法第三百三十七条第一項本文の規定により、利益（法第三百三十六条に規定する利益をいう。以下同じ。）を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）を法第三百三十七条第三項の規定に基づき出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、利益超過分配金額を、最初に出資剰余金の額から控除するものとし、当該控除をしてもなお控除しきれない利益超過分配金額があるときは、これを出資総額から控除するものとする。

## 第三款 自己投資口

第十九条 投資法人が当該投資法人の投資口を取得する場合には、その取得価額を、増加すべき自己投資口の額とする。

2 投資法人が自己投資口の処分をする場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己投資口の額とする。

#### 第四款 出資総額等の増減

(出資総額)

第二十条 投資法人の出資総額は、第一款及び第二節に定めるところのほか、法第三百三十六条の規定により法第三百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき利益の全部又は一部を出資総額を組み入れた場合に限り、当該組入金額が増加するものとする。

2 投資法人の出資総額は、法第二百二十五条第一項及び第三百三十七条第三項の規定による場合に限り、払戻しをした投資口に相当する額又は利益超過分配金額のうち出資剰余金から控除してもなお控除しきれない金額がある場合には当該控除しきれない金額が減少するものとする。この場合において、次に掲げる場合には、出資総額が減少するものと解してはならない。

- 一 投資口の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 二 投資法人の吸収合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 設立時発行投資口又は募集投資口の引受けに係る意思表示その他の投資口の発行又は自己投資口の処

分に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合

(出資剰余金の額)

第二十一条 投資法人の出資剰余金の額は、第一款及び次節に定めるところのほか、法第三百三十五条第一項の規定により出資総額を減少した場合に限り、同項の出資剰余金として積み立てなければならない額に相当する額が増加するものとする。

2 投資法人の出資剰余金の額は、法第二百二十五条第一項及び第三百三十七条第三項の規定による場合に限り、払戻しをした投資口に相当する額又は利益超過分配金額に相当する額が、控除前の出資剰余金の額を限度として減少するものとする。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。

第二節 吸収合併に際しての投資主資本

(時価で評価する場合における吸収合併存続法人の純資産)

第二十二条 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合においては、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前の出資総額

ロ 吸収合併対価時価の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額

二 吸収合併後の出資剰余金 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前の出資剰余金

ロ 吸収合併対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額

2 前項に規定する場合において、吸収合併存続法人が吸収合併の直前に吸収合併消滅法人の投資口を有しているときは、当該投資口をも吸収合併対価として考慮するものとする。

（共通支配下関係にある場合における吸収合併存続法人の投資主資本）

第二十三条 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次条第一項に規定する場合を除く。）において、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、吸収合併存続法人が第二十五条の規定を適用するものと定めたときは、この限りでない。

- 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額
  - イ 吸収合併直前の出資総額
  - ロ 吸収合併簿価投資主資本額が零以上の額であるときは、当該吸収合併簿価投資主資本額の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
- 二 吸収合併後の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ及びビに掲げる額の合計額を減じて得た額
  - イ 吸収合併直前の出資剰余金の額
  - ロ 吸収合併簿価投資主資本の額
- ハ 前号ロに掲げる額の合計額
- ニ 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額
- 三 吸収合併後の任意積立金の額 吸収合併直前の任意積立金の額
- 四 吸収合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額
  - イ 吸収合併直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 吸収合併簿価投資主資本額が零未満であるときは、吸収合併簿価投資主資本額

(子法人と吸収合併する場合における吸収合併存続法人の投資主資本)

第二十四条 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人(当該吸収合併存続法人の親法人その他当該吸収合併存続法人を支配する者が存するものを除く。)の子法人であるものとして計算すべき場合においては、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前の出資総額

ロ 吸収合併対価時価が零以上であるときは、吸収合併対価時価(吸収合併存続法人の子法人に交付するものに係るものを除く。)の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

ハ 吸収合併簿価投資主資本額が零以上であるときは、吸収合併簿価投資主資本額に中間子法人割合を乗じて得た額の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)



二 吸収合併後の出資剰余金の額 イからハまでに掲げる額の合計額からニ及びホに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 吸収合併直前の出資剰余金の額

ロ 吸収合併対価時価（吸収合併存続法人の子法人に交付するものに係るものを除く。）

ハ 吸収合併簿価投資主資本額に中間子法人割合を乗じて得た額

ニ 前号ロに掲げる額の合計額

ホ 前号ハに掲げる額の合計額

三 吸収合併後の任意積立金の額 吸収合併直前の任意積立金の額

四 吸収合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 吸収合併簿価投資主資本額が零未満であるときは、吸収合併簿価投資主資本額に中間子法人割合を

乗じて得た額

2 第二十二条第二項の規定は、前二項の場合における吸収合併存続法人の子法人以外の投資主に交付する

吸収型再編対価について準用する。

(出資総額等も引き継ぐ場合における純資産)

第二十五条 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、吸収合併存続法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失についても吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐものとして計算すべきときは、吸収合併後の吸収合併存続法人の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額
  - イ 吸収合併直前の出資総額
  - ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅法人の出資総額
- 二 吸収合併後の出資剰余金 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額
  - イ 吸収合併直前の出資剰余金の額
  - ロ 吸収合併直前の吸収合併消滅法人の出資剰余金の額

ハ 吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人の有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額

三 吸収合併後の任意積立金 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前の任意積立金の額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の任意積立金の額

四 吸収合併後の当期末処分利益又は当期末処理損失 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

### 第三節 設立時の投資主資本

#### 第一款 通常の設立

第二十六条 法第七十条の二第一項に規定する方法により投資法人を設立する場合における投資法人の設立時に行う投資口の発行に係る法第六十八条第一項に規定する設立時発行投資口の払込金額とは、法第七十条第十項において準用する会社法第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金銭の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあつては、払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額）

）とする。

2 設立（法第七十条の二第一項に規定する方法によるものに限る。）時の投資法人の剰余金は、零とする。

## 第二款 新設合併

（時価で評価する場合における新設合併設立法人の投資主資本）

第二十七条 新設合併対象財産（新設合併取得法人の財産を除く。以下この条において同じ。）の全部の取得原価を新設合併対価の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合においては、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

ただし、新設合併契約により次項の規定によるものと定めるときは、この限りでない。

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額（新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額のうち、新設合併取得法人から承継するものに係るものをいう。以下この項において同じ。）（当該新設合併取得法人分投資主払込資本額が零未満である場合にあっては、零）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従

い 定めた額（零以上の額に限る。）

ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付するものに限る。以下この項において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時の出資剰余金 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額（当該新設合併取得法人部分払込資本額が零未満である場合にあつては、零）

ロ 新設合併対価時価

ハ 設立時の出資総額

三 設立時の任意積立金 零

四 設立時の当期末処分利益 零

2 前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額と

する。

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資総額

ロ 新設合併対価時価（新設合併取得法人以外の新設合併消滅法人の投資主に交付する新設合併設立法人の投資口に限る。以下この項において同じ。）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

ロ 新設合併対価時価

ハ 第一号ロに掲げる額

ニ 新設合併の直前に新設合併取得法人が有する新設合併取得法人の投資口の帳簿価額

三 設立時の任意積立金の額 新設合併取得法人の新設合併の直前の任意積立金の額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 新設合併取得法人の新設合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

3 前二項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも新設合併対価として考慮するものとする。

一 新設合併取得法人が新設合併の直前に新設合併消滅法人（新設合併取得法人を除く。）の投資口を有しているとき 当該投資口

二 新設合併に係る費用があるとき 当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきもの（共通支配下関係にある場合における新設合併設立法人の投資主資本）

第二十八条 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、各新設合併消滅法人についての当該各号に定める額の合計額とする。

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 投資主資本承継消滅法人（新設合併消滅法人がこの号に規定する投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。）の出資総額

ロ 非投資主資本承継消滅法人（投資主資本承継消滅法人以外の新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。）の新設合併簿価投資主資本額（非投資主資本承継消滅法人から承継するものに係るものに限る。）（零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

ロ 非投資主資本承継消滅法人（投資主資本承継消滅法人又は非投資口交付消滅法人（新設合併消滅法人の投資主に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。）の新設合併簿価投資主資本額（非投資主資本承継消滅法人から承継するものに限る。）（零未満である場合にあつては、零）

ハ 前号ロに掲げる額の合計額

ニ 次に掲げる投資口の帳簿価額



(1) 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する当該投資主資本承継消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口

(2) 新設合併の直前に非投資主資本承継消滅法人が有する他の新設合併消滅法人の投資口

(3) 新設合併の直前に非投資口交付消滅法人が有する他の新設合併消滅法人の投資口

三 設立時の任意積立金の額 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の任意積立金の額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失の額 次に掲げる額の合計額

イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の当期末処分利益又は当期末処理損失の額

ロ 新設合併簿価投資主資本額（非投資主資本承継消滅法人から承継するものに係るものに限る。）が

零未満であるときは、当該新設合併簿価投資主資本額

（出資総額等も引き継ぐ場合における純資産）

第二十九条 新設合併対象財産に新設合併消滅法人における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合にお

いて、新設合併設立法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失に

ついても全部の新設合併消滅法人における新設合併の直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期

未処分利益又は当期末処理損失を引き継ぐべきときは、新設合併後の新設合併設立法人の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時の出資総額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資総額の合計額

二 設立時の出資剰余金 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資剰余金の額の合計額

ロ 各新設合併消滅法人が有する当該新設合併消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口の

帳簿価額

三 設立時の任意積立金 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の任意積立金の額の合計額

四 設立時の当期末処分利益又は当期末処理損失 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の当期末処分利

益又は当期末処理損失の額の合計額

第四節 評価・換算差額等

第三十条 次に掲げるものその他資産、負債又は投資主資本以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとする場合における当該資産又は負債の評価差額（利益又は損失に計上するもの及び次号に掲げる評価差額を除く。）

二 ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

### 第三編 計算関係書類

#### 第一章 総則

##### 第一節 表示の原則

第三十一条 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

2 計算関係書類は、日本語をもって表示するものとする。ただし、その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りでない。

3 計算関係書類（各営業期間に係る計算書類の附属明細書を除く。）の作成については、貸借対照表、損

益計算書その他計算関係書類を構成するものごとに、一の書面その他の資料として作成をしなければならないものとは解してはならない。

## 第二節 投資法人の計算書類

### (成立の日の貸借対照表)

第三十二条 法第二百二十九条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、投資法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

### (各営業期間に係る計算書類)

第三十三条 法第二百二十九条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、この編の規定に従い作成される投資主資本等変動計算書及び注記表とする。

2 各営業期間に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該営業期間の前営業期間の末日の翌日（当該営業期間の前営業期間がない場合にあつては、成立の日）から当該営業期間の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（営業期間の末日を変更する場合における変更後の最初の営業期間については、一年六月）を超えることができない。

3 法第二百二十九条第二項の規定により作成すべき各営業期間に係る計算書類及びその附属明細書は、当該営業期間に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

## 第二章 貸借対照表

### (通則)

第三十四条 貸借対照表については、この章に定めるところによる。

### (貸借対照表の区分)

第三十五条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産

二 負債

三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。

### (資産の部の区分)

第三十六条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。

一 流動資産

二 固定資産

三 繰延資産

2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 投資その他の資産

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イ 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）

- ロ 受取手形（通常の取引（当該投資法人の営業活動において、経常的に又は短期的に循環して発生する取引をいう。以下この章において同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものを除く。）をいう。）
- ハ 営業未収入金（通常の取引に基づいて発生した営業上の未収入金（当該未収入金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものである場合における当該未収入金を除く。）をいう。）
- ニ 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。）及び一年内に満期の到来する有価証券
- ホ 前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）
- ヘ 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

ト 未収収益

チ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められるものの

リ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二 次に掲げる資産（ただし、イからホまでに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）

有形固定資産

イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備

ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備

ニ 工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）



ホ 土地

へ 建設仮勘定（イからニまでに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ト その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

三 次に掲げる資産 無形固定資産

イ 借地権（地上権を含む。）

ロ のれん

ハ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

四 次に掲げる資産 投資その他の資産

イ 流動資産に属しない有価証券

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債  
に關連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に關連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められない  
もの

ホ その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

へ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

五 繰延資産として計上することが適當であると認められるもの 繰延資産

4 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表の区分に應じ、当該各号に定める日から  
起算して一年以内の日をいう（以下この編において同じ。）

一 成立の日における貸借対照表 投資法人の成立の日

二 營業期間に係る貸借対照表 營業期間の末日の翌日

（負債の部の区分）

第三十七条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當

な項目に細分しなければならない。

一 流動負債

二 固定負債

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ 営業未払金（通常の取引に基づいて発生した営業上の未払金をいう。）

ロ 前受金

ハ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）

ニ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

ホ 未払費用

ヘ 前受収益

ト 次に掲げる繰延税金負債

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められるものの

チ その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 投資法人債

ロ 長期借入金

ハ 引当金（資産に係る引当金及び前号ハに掲げる引当金を除く。）

ニ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債  
に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ のれん

へ その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

(純資産の部の区分)

第三十八条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 投資主資本

二 評価・換算差額等

2 投資主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第四号に掲げる項目は、控除項目とする。

一 出資総額

二 新投資口申込証拠金

三 剰余金

四 自己投資口

3 出資総額に係る項目は、第二十一条第二項の規定により出資総額を控除する場合には、出資総額と出資

総額控除額とに区分しなければならない。

4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 出資剰余金

二 任意積立金

三 当期末処分利益又は当期末処理損失

5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。  
ない。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

(貸倒引当金等の表示)

第三十九条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない

。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）

第四十条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）

第四十一条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産

の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。

#### （無形固定資産の表示）

第四十二条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

#### （親法人投資口の表示）

第四十三条 親法人（法第八十一条第一項の親法人及び同条第四項の規定により親法人となる法人をいう。



以下同じ。)及び子法人(法第七十七条の二第一項の子法人をいう。以下同じ。)の投資口は、親法人投資口又は子法人投資口の項目をもって別に表示しなければならない。

(繰延税金資産等の表示)

第四十四条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

(繰延資産の表示)

第四十五条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

第三章 損益計算書

(通則)

第四十六条 損益計算書については、この章の定めるところによる。

(損益計算書の区分)

第四十七条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一 営業収益

二 営業費用

三 営業外収益

四 営業外費用

五 特別利益

六 特別損失

2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

3 特別利益に属する利益又は特別損失に属する損失は、災害による損失、前期損益修正損益その他の項目

の区分に従い、細分しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、前項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該純利益又は損失を細分しないこととすることができる。

5 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

#### （営業損益金額）

第四十八条 営業収益の合計額から営業費用の合計額を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。

#### （経常損益金額）

第四十九条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第五十条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額(以下「税引前当期純損益金額」という。)は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(税等)

第五十一条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 当該営業期間に係る法人税等

二 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。)

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に

、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(当期純損益金額)

第五十二条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」という。)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

一 税引前当期純損益金額

二 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、還付税額があるときは当該還付金額

三 前条第一項各号に掲げる項目の金額

四 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、納付税額があるときは、当該納付金額

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(当期未処分利益又は当期未処理損失)

第五十三条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額

2 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約に表示のある投資法人にあつては、払戻しに伴う当期純利益の分配額は前項に規定する当期純利益金額から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期純損失金額の分配額は同項に規定する当期純損失金額に当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

3 前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額に第一項各号に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、当期未処分利益又は当期未処理損失として表示しなければならない。

(包括利益)

第五十四条 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。

#### 第四章 投資主資本等変動計算書

第五十五条 投資主資本等変動計算書については、この条に定めるところによる。

2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 投資主資本

二 評価・換算差額等

3 投資主資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 出資総額

二 新投資口申込証拠金

三 剰余金

四 自己投資口

4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 出資剰余金

二 任意積立金

三 当期末処分利益又は当期末処理損失

5 前項第二号に掲げる項目については、適切な名称を付した項目に細分することができる。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

一 前期末残高

二 当期変動額

三 当期末残高

8 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかに



しなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

## 第五章 注記表

(通則)

第五十六条 注記表については、この章の定めるところによる。

(注記表の区分)

第五十七条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 継続企業の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 貸借対照表に関する注記
- 四 損益計算書に関する注記
- 五 投資主資本等変動計算書に関する注記
- 六 税効果会計に関する注記

七 リースにより使用する固定資産に関する注記

八 関連当事者との取引に関する注記

九 一口当たり情報に関する注記

十 重要な後発事象に関する注記

十一 その他の注記

(注記の方法)

第五十八条 貸借対照表、損益計算書又は投資主資本等変動計算書の特定の項目又は項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

(継続企業の前提に関する注記)

第五十九条 継続企業の前提に関する注記は、当該投資法人（規約に存続期間についての定めがない投資法人に限る。）の営業期間の末日において、投資法人が将来にわたって営業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合における次に掲げる事項とする。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための執行役員への対応及び経営計画
  - 四 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第六十条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項(次項において「会計方針」という。)であつて、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準
- 四 収益及び費用の計上基準
- 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も重要な会計方針に関する注記とする。

一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したときは、その内容

（貸借対照表に関する注記）

第六十一条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

イ 資産が担保に供されていること。

ロ イの資産の内容及びその金額

ハ 担保に係る債務の金額

二 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他

の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額)

三 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）

四 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

五 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡求債務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

六 支配投資主（投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する者及び法第八十一条第四項の規定により親法人となる法人をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該支配投資主に対する金銭債権又は金銭債務の当該支配投資主に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

七 執行役員及び監督役員との間の取引による執行役員及び監督役員に対する金銭債権又は金銭債務があ

るときは、その総額

八 当該投資法人の親法人投資口の各表示区分別の金額

九 当該投資法人の自己投資口（親法人投資口を含む。）の処分の方法及び当該処分の状況

十 貸借対照表上の純資産額から第三十八条第一項第二号に掲げる項目の合計額を控除した額が出資総額を下回る場合における当該差額

十一 法第六十七条第四項に規定する最低純資産額

（損益計算書に関する注記）

第六十二条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 主要投資主（第六十六条第四項第六号に規定する主要投資主をいう。）との営業取引による取引高の

総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

二 資産の運用に係る権限の一部を再委託する場合には、当該再委託に要する費用

三 不動産売買損益及び不動産賃貸損益の内訳

（投資主資本等変動計算書に関する注記）

第六十三条 投資主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 当該営業期間の末日における発行済投資口の総口数

二 当該営業期間の末日における自己投資口の総口数

三 当該営業期間の末日後に行う金銭の分配に関する事項

(税効果会計に関する注記)

第六十四条 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因とする。

一 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)

二 繰延税金負債

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

第六十五条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準

ち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準

ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である投資法人が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

- 一 当該営業期間の末日における取得原価相当額
- 二 当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額
- 三 当該営業期間の末日における未経過リース料相当額
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（関連当事者との取引に関する注記）

第六十六条 関連当事者との取引に関する注記は、投資法人と関連当事者との間に取引がある場合における



次に掲げる事項であつて、重要なものとする。

一 当該関連当事者に関する次に掲げる事項

イ その名称（当該関連当事者が個人であるときは、その氏名）

ロ 当該投資法人と当該関連当事者との関係

ハ 当該投資法人の総投資主の投資口の総口数に占める当該関連当事者が有する投資口の口数の割合

二 取引の内容

三 取引の種類別の取引金額

四 取引条件及び取引条件の決定方針

五 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該営業期間の末日における残高

六 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内

容

2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一

般の取引と同様であることが明白な取引

二 執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）に対する報酬の給付

三 投資信託委託業者に対する資産運用報酬の給付

四 資産保管会社に対する資産保管手数料の給付

五 前各号に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

3 関連当事者との取引に関する注記は、第一項各号に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならぬ。

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該投資法人の支配投資主

二 当該投資法人の子法人

三 当該投資法人の支配投資主の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（当該支配投資主が会社でない場合にあつては、当該支配投資主の子会社に相当するものを含む。）

- 四 当該投資法人のその他の関係会社（当該投資法人が他の会社の関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十九号に規定する関連会社をいう。）である場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する「親会社」をいう。以下同じ。）（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するものを含む。）及び子会社（当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するものを含む。））
- 五 当該投資法人の子法人の子法人
- 六 当該投資法人の主要投資主（自己又は他人の名義をもって当該投資法人の総投資主の投資口の総口数の百分の十以上の投資口（次に掲げる投資口を除く。）を保有している投資主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この条において同じ。）
- イ 信託業を営む者が信託財産として所有する投資口
- ロ 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した投資口
- ハ 証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する投資口

七 当該投資法人の役員及びそれぞれの近親者

八 前二号に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社

九 当該投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者及び当該投資信託委託業者の会社計算規則第四百

十条第四項に規定する関連当事者

十 当該投資法人の資産の保管を行う資産保管会社

(一口当たり情報に関する注記)

第六十七条 一口当たり情報に関する注記は、一口当たりの次に掲げる額とする。

一 当該営業期間末日における純資産額

二 当期純利益金額又は当期純損失金額

(重要な後発事象に関する注記)

第六十八条 重要な後発事象に関する注記は、当該投資法人の営業期間の末日後、当該投資法人の翌営業期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

(その他の注記)

第六十九条 その他の注記は、第五十九条から前条までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変動計算書により投資法人の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

## 第六章 資産運用報告

(通則)

第七十条 法第二百二十九条第二項の規定により作成すべき資産運用報告には、当該投資法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。

(資産運用報告の表示事項)

第七十一条 資産運用報告には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を資産運用報告の内容としなければならない。

- 一 投資法人の現況に関する事項
- 二 投資法人の役員等（役員及び会計監査人をいう。以下同じ。）に関する事項
- 三 投資法人の投資口に関する事項

(投資法人の現況に関する事項)

第七十二条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

- 一 当該投資法人の営業期間中における資産の運用の経過
- 二 直前三営業期間（当該営業期間の末日において三営業期間が終了していない投資法人にあつては、成立後の各営業期間）の営業成績及び財産の状況の推移
- 三 当該営業期間中における株式の売買総数及び売買総額
- 四 当該営業期間中における公社債の売買総額
- 五 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額
- 六 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先物取引、有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

七 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ 当該投資法人の営業期間中における売買総額

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第三条第十一号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資法人の営業期間中における種類ごとの売買総額

九 令第三条第十二号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資法人の営業期間中

における売買総額

十 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

十一 令第三条第十四号に規定する金融デリバティブ取引に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

十二 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十三 特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容

十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）

十五 法第三十四条の四第一項の規定により、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要



十六 当期末における資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称

十七 資産の運用を行う投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合（許可外国証券業者（同法第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。）である場合を除く。）にあつては、当該営業期間中における証券会社又は証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

十八 資産の運用を行う投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額

十九 資産の運用を行う投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当

該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況

二十 当該投資法人が対処すべき課題

二十一 決算後に生じた投資法人の状況に関する重要な事実

2 前項第二号に掲げる事項については、当該営業期間における過営業期間事項（当該営業期間より前の営業期間に係る貸借対照表、損益計算書又は投資主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。以下同じ。）

）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該営業期間より前の営業期間に係る役員会において承認したものと異なっているときは、修正後の過営業期間事項を反映した事項とすることを妨げない。

（投資法人の役員等に関する事項）

第七十三条 第七十一条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（当該営業期間の直前の営業期間の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該前営業期間の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する重要な事項とする。

一 役員等の氏名又は名称

- 二 役員 の 地位 及び 担当
- 三 役員 が 他 の 法人 其 の 他 の 団体 の 代表 者 其 の 他 これ に 類 する 者 である ときは、その 重要 な 事実
- 四 当該 営業 期間 に 係 る 執行 役員、監督 役員 又は 会計 監査 人 ごと の 報酬 の 総 額（役員 の 全部 又は 一部 に つ き 当該 役員 ごと の 報酬 の 額 を 掲 げ る こと と する 場合 に あ っ て は、当該 役員 ごと の 報酬 の 額 及び 其 の 他 の 執行 役員、監督 役員 又は 会計 監査 人 ごと の 報酬 の 総 額）
- 五 当該 営業 期間 中 に 辞 任 し た 役員 等 又は 解 任 さ れ た 役員 等（投資 主 総 会 の 決議 に よ っ て 解 任 さ れ た も の を 除 く。）が ある ときは、次 に 掲 げ る 事項
  - イ 当該 役員 等 の 氏 名 又は 名称
  - ロ 法 第 百 五 条 第 三 項 又は 第 百 十 四 条 第 五 項 の 理由 が ある ときは、その 理由
  - ハ 法 第 百 七 条 第 一 項 又は 第 百 十 四 条 第 六 項 の 意見 が あ っ た ときは、その 意見 の 内容
  - ニ 法 第 百 七 条 第 二 項 の 理由 又は 意見 が あ っ た ときは、その 理由 又は 意見 の 内容
- 六 当該 営業 期間 に 係 る 当該 投資 法人 の 役員 の 重要 な 兼 職 の 状況（第三 号 に 掲 げ る 事項 を 除 く。）
- 七 会計 監査 人 に 対 し て 公 認 会計 士 法（昭和 二 十 三 年 法律 第 百 三 号）第 二 条 第 一 項 の 業務 以 外 の 業務（以

下この号において「非監査業務」という。）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

八 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

九 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

十 会計監査人が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該投資法人が資産運用報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

十一 会計監査人と当該投資法人との間で法第百十五条の六第十二項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

十二 当該投資法人の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該投資法人の子法人（重要なものに限る。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定

によるものに限る。)をしているときは、その事実

(投資法人の投資口に関する事項)

第七十四条 第七十一条第三号に規定する「投資法人の投資口に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

- 一 当該営業期間の末日において投資口の総口数の十分の一以上の口数の投資口を有する投資主の氏名又は名称及び当該投資主の有する当該投資法人の投資口の口数
- 二 前号に掲げるもののほか、投資法人の投資口に関する重要な事項

第七章 金銭の分配に係る計算書

(金銭の分配に係る計算)

第七十五条 金銭の分配に係る計算書においては、次に掲げる項目に従って金銭の分配の内容を明らかにしなければならない。

一 当期末処分利益又は当期末処理損失

二 分配金

三 任意積立金

#### 四 次期繰越利益又は次期繰越損失

2 第三十八条第四項第二号の任意積立金を取り崩して当期の金銭の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する方式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

(出資総額又は出資剰余金からの控除の方法)

第七十六条 法第三十七条第三項の規定に基づき利益超過分配金額を出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、当該控除額は、前条第一項第一号の当期末処分利益又は当期末処理損失に当該金額を加減算する形式により、当該控除額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

(分配金等の表示方法)

第七十七条 第七十五条第一項第二号の分配金には、投資一口当たりの分配金の額及び利益超過分配金額があるときは投資一口当たりの利益超過分配金額を付記しなければならない。

2 法第三百三十六条の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合には、当該組入額は、第七十五条第一項第二号の分配金から当該金額を控除する形式により、当該組入額を示す名称を付した項目

をもって表示しなければならない。この場合において、当該組入額の全部又は一部をもって第三十八条第三項の出資総額控除額を減算するときは、当該減算額は、当該組入額から当該減算額を減じた額と区別して、当該減算額を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

3 第七十五条第一項第三号の任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

(分配金の額の算出方法の表示)

第七十八条 金銭の分配に係る計算書においては、規約で定めた金銭の分配の方針に従い当該営業期間の分配金の額を計算した過程を表示しなければならない。

## 第八章 附属明細書

(附属明細書の表示事項)

第七十九条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 一 有価証券明細表
- 二 信用取引契約残高明細表
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号。以下「規則」という。）第二十七条第四項に規定する有価証券先物取引等（同項第一号、第十九号及び第二十号に掲げる取引を除く。）の契約額等及び時価の状況表
- 四 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
- 五 不動産等明細表
- 六 その他特定資産の明細表
- 七 繰延資産の償却の状況表
- 八 投資法人債明細表
- 九 投資法人債発行費用の償却の状況表
- 十 投資法人債差額の償却の状況表
- 十一 借入金明細表



十二 出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表

十三 執行役員及び監督役員に支払った報酬額の明細表

十四 資産の運用を行う投資信託委託業者の法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等との取引状況表及び当該利害関係人等への支払手数料等の状況表

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第一項に規定する金融先物取引に該当するものを除く。）をいう。

## 第九章 計算書類等の投資主への提供

### （計算書類等の提供）

第八十条 法第三百三十一条第五項の規定により投資主に対して行う提供計算書類（計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に関する計算書並びに会計監査報告をいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

2 法第三百三十一条第三項の規定による投資主への通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては

、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3 提供計算書類を提供する際には、過営業期間事項を併せて提供することができる。この場合において、

提供計算書類の提供をする時における過営業期間事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該営業期間より前の営業期間に係る役員会において承認したものと異なるものとなっているときは、修正後の過営業期間事項を提供することを妨げない。

#### 第四編 清算投資法人の計算書類等

##### 第一章 財産目録等

###### (財産目録)

第八十一条 法第五十五条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、処分価格を付することが困難な場合を除き、法第五十五条の二各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算投資法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得原価とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 正味財産

(清算開始時の貸借対照表)

第八十二条 法第百五十五条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 純資産

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価

の方針を注記しなければならない。

## 第二章 決算報告

第八十三条 法第五十九条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 一口当たりの分配額

2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 残余財産の分配を完了した日

二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

## 第三章 決算報告等の投資主への提供

第八十四条 法第六十条第三項の規定により投資主に対して行う提供決算報告（法第一百五十九条第三項の決算報告及び会計監査報告をいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

2 法第六十条第一項の規定による投資主への通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供決算報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供決算報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供決算報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供決算報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供決算報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

(施行前の投資口の交付に伴う義務が履行された場合に関する経過措置)

第二条 第十七条の規定は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）第百九十一条の規定による改正前の法第百二十三条第一項において準用する会社法整備法第六十条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。）第二百八十条の十一第一項の規定により旧商法第二百八十条の十一第一項の差額に相当する金額を支払う義務が履行された場合について準用する。

(提供計算書類の提供に関する経過措置)

第三条 第五十七条第八号の規定は、この府令の施行後最初に到来する営業期間の末日に係る注記表であつ

て、この府令の施行後最初に投資主に通知すべきものについては、適用しない。

別紙様式（第79条第1項関係）

別葉



別紙様式（第 79 条第 1 項関係）

附 属 明 細 書

第 1 有価証券明細表

(1) 株 式

(単位： )

銘 柄	株 式 数	取 得 価 格		評 価 額		評 価 損 益	備 考
		単 価	金 額	単 価	金 額		
合 計							

(2) 株式以外の有価証券

(単位： )

種 類	銘 柄	券面総額	帳簿価格	未取利息	前払経 過利子	評価額	評価損益	備考
合 計								

(表示上の注意)

- 1 先物取引に係る有価証券及び受入担保金代用有価証券を除く。
- 2 投資法人が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。ただし、法第 34 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で表示すること。
- 3 外貨建証券は、次の事項を表示すること。
  - (1) 通貨の種類ごとに当該通貨をもって表示するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて括弧書として表示すること。
  - (2) 通貨の種類ごとに、その銘柄数、組入株式時価比率、組入債券時価比率及び小計金額の合計金額に対する比率を注記すること。
  - (3) 合計金額欄は、邦貨額をもって表示し、外貨建証券の邦貨換算額を内書（括弧書）すること。

第2 信用取引契約残高明細書

(単位： )

銘柄	信用取引				備考
	売建株数	帳簿価額	評価額	評価損益	

第3 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位： )

区分	種類	契約額等		時価
			うち1年超	
市場取引	先物取引			
	売	建		
	買	建		
	オプション取引			
	売	建		
	買	建		
取引以外	コール	ルト		
	プット	ルト		
	買	建		
	コール	ルト		
	プット	ルト		
	買	建		
市場取引以外	先渡取引			
	売	建		
	買	建		
	為替予約取引			
	売	建		
	買	建		
取引以外	オプション取引			
	売	建		
	買	建		
	コール	ルト		
	プット	ルト		
	買	建		
取引以外	スワップ取引			
	受取変動・支払固定			
	受取固定・支払変動			
	その他			
合計				

(表示上の注意)

- 1 対象物の種類（株式、債券、通貨及び金利）ごとに作成すること。
- 2 「種類」の欄には、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）に応じて、それぞれ「有価証券先物取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「有価証券先渡取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」等第79条第1項第3号に規定する取引及び為替予約取引について、その具体的な取引名（債券先物取引、株価指数先物取引等）を表示すること。

- 3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨（契約額のおおむね 10%以上を占める通貨）により区分して表示すること。
- 4 「契約額等」の欄には、先物取引、オプション取引及び先渡取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を表示すること。
- 5 時価の算定方法を注記すること。

#### 第4 不動産等明細表

##### (1) 総括表

(単位： )

資産の種類	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	減価償却累計額		差 引 当期末 残 高	摘要
					又は償却 累計額	当 期 償却額		
流動資産								
	合 計							
有形固定資産								
	合 計							
無形固定資産								
	合 計							

(表示上の注意)

- 1 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
- 2 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
- 3 当期増加額、当期減少額について、その内容を注記すること。
- 4 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に表示すること。
- 5 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。

6 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当該増加額」又は「当該減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を摘要欄に表示すること。

(2) 不動産の明細表

No.	名称	用途	所在地	地域地区	構造	延面積	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況
	建物	小計	—	—	—		—			—
	土地	小計	—	—	—		—			—

(表示上の注意)

- 「名称」欄には、ビル名等、物件の名称を表示すること。
- 「用途」欄には、当該物件について、その用途を表示すること。  
(表示例:「事務所・商業用建物」、「ホテル、宿泊施設」、「集合住宅」、「産業用施設」、「駐車場」、「その他(具体的に)」)
- 「所在地」欄には、当該物件の所在地(地割地番まで)を表示すること。
- 「地域地区」欄には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
- 「構造」欄には、当該建物の構造(土地の場合、地目)を表示すること。
- 「延面積」欄には、当該物件の延面積を表示すること。
- 「取得年月日」欄には、当該物件の取得年月日を表示すること。
- 「当期末帳簿価額」欄の小計は、貸借対照表の該当科目の金額と一致させること。
- 「担保の状況」欄には、当該不動産を担保に供している場合、その旨を表示すること。
- 「No.」欄には、「(3) 不動産の収益状況の明細」における当該物件の整理No.と一致させること。

(3) 不動産の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
建物			
土地			

(単位： )

科 目	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月
賃 貸 事 業 収 入 賃 貸 料 ( 含 共 益 費 ) ・ ・ ・ ・ ・					
賃貸事業収入 小計 A					
賃 貸 事 業 費 用 公 租 公 課 ( うち 固定資産税 ) ( うち 地 価 税 ) 諸 経 費 ( うち ・ ・ ・ ・ ) ( うち ・ ・ ・ ・ ) 減 価 償 却 費 ( うち 建 物 ) ( うち 機 械 ・ 装 置 ) ( うち 器 具 ・ 備 品 ) ・ ・ ・ ・ ・					
賃貸事業費用 小計 B					
不動産賃貸事業損益A-B					
(参考) 稼 働 率					
(参考) 賃 貸 先 数					
(参考) 所 有 割 合					
所 有 形 態					

(表示上の注意)

- 1 本表は、賃貸用不動産の物件ごとに作成すること。ただし、土地と建物を一体として管理している場合、当該物件を一つの物件として作成すること。
- 2 過去5期分について作成すること。
- 3 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費、借地借家料等を表示すること。
- 4 減価償却費には、建物のほか当該物件に係る建築物、機械・装置、器具・備品等についても表示すること。
- 5 「稼働率」欄には、「賃貸面積／賃貸可能面積×100」により計算した値を表示すること。
- 6 所有形態については、所有割合が100%未満の場合に区分所有又は共有の別を表示すること。
- 7 賃貸料の80%以上が一賃貸先による収入である場合又は所有形態が共有の場合であって、賃貸料等につきやむを得ない事情により開示できないときには、その旨を欄外に注記すること。

第5 その他特定資産の明細表

(単位: )

特定資産 の種類	数 量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
合計							

(表示上の注意)

- 1 有価証券、不動産以外の特定資産を主たる投資対象としている場合に、当該主たる投資対象である特定資産について表示すること。
- 2 不動産を信託する信託の受益権、主として不動産を投資対象とする匿名組合出資持分権等の不動産に係る権利については、当該権利の目的物である不動産について第4 不動産等明細表に準じた表を作成すること。

第6 創業費の償却の状況表

(単位: )

	取得価額	期首残高	当期償却額	期末残高
創業費				
設立企画人報酬				
.....				
.....				
.....				
合計				

第7 投資法人債明細表

(単位: )

銘柄	発行 年月日	前期末 残高	当期 減少額	当期末 残高	利率	償還 期限	使途	担保
合計	—				—	—	—	—

(表示上の注意)

- 1 「担保」の欄には、担保付及び無担保の別を表示すること。
- 2 貸借対照表日以後5年以内における1年ごとの返済予定額を注記すること。

第8 投資法人債発行費用の償却の状況表

(単位： )

銘 柄	期 首 残 高	期 中 償 却	期 末 残 高
合 計			

第9 投資法人債差額の償却の状況表

(単位： )

銘 柄	期 首 残 高	期 中 償 却	期 末 残 高
合 計			

第10 借入金明細表

(単位： )

区	分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	平 均 比 率	返 済 期 限	使 途	摘 要
	借 入 先								
短期 借入金									
	合 計								
長期 借入金									
	合 計								

(表示上の注意)

- 1 「平均利率」の欄には、加重平均利率を表示すること。
- 2 長期借入金については、貸借対照表日以後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

第 11 出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表

(単位： )

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
出 資 総 額 出 資 剰 余 金					
合 計					

第 12 執行役員及び監督役員に支払った報酬額の明細表

(単位： )

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
執行役員	年 月から 年 月まで 名		
監督役員	年 月から 年 月まで 名		
合 計	年 月から 年 月まで 名		

(表示上の注意)

- 1 規約の規定又は投資主総会の決議で定められた執行役員及び監督役員の報酬限度額を、それぞれ区別して摘要欄に表示すること。
- 2 報酬に退職慰労金がある場合は、その旨を注記すること。
- 3 無報酬の執行役員及び監督役員が在任している場合、又は執行役員及び監督役員に増員や退任がある場合には、その旨を注記すること。

第 13 資産運用を行う投資信託委託業者の利害関係人等との取引状況表及び当該利害関係人等への支払手数料等の状況表

(1) 利害関係人等との取引状況表

年 月 日から  
年 月 日まで  
(単位： )

区 分	売 買 金 額 等					
	買付額等 A	うち利害関係 人等との取引 額 B	$\frac{B}{A}$	売付額等 C	うち利害関係 人等との取引 額 D	$\frac{D}{C}$
株 券						
新 株 予 約 権 証 券						
公 社 債						
新 株 予 約 権 付 社 債						
そ の 他 有 価 証 券						
株 式 先 物 取 引						
株 式 オ プ シ ョ ン 取 引						
債 券 先 物 取 引						



債券オプション取引						
その他先物取引						
その他オプション取引						
預金						
譲渡性預金証書						
金銭信託						
コールローン						
貸付金（コールローンを除き、割引手形を含む）						
匿名組合出資持分						
信託受益権						
建物						
土地						
借地権・地上権						
その他						

(2) 利害関係人等への支払手数料等の状況表

年 月 日から  
年 月 日まで  
(単位: )

区 分	支払手数料総額A	うち利害関係人への支払額 B	B/A
有価証券売買委託手数料			%
不動産売買委託手数料			%
.....			%

(表示上の注意)

- 1 「利害関係人等」とは、投資信託委託業者の法第34条の3第2項第1号に規定する利害関係人等をいう。
- 2 利害関係人等との取引は、利害関係人等への委託発注を含む。
- 3 利害関係人等との取引状況
  - (1) 株式、新株予約権証券、公社債及びその他有価証券は、当期中における当該有価証券の売買総額を表示すること。ただし、公社債及びその他有価証券については、既経過利子相当額を除くこと。
  - (2) 先物取引（外国市場で行われる類似の取引を含む）及び先渡取引については、当該計算期間中における取引契約金額の総額を、オプション取引（外国市場で行われる類似の取引を含む。）については、取引総額を表示すること。
  - (3) 有価証券指数等先物取引及び有価証券指数等先渡取引は、その対象とする有価証券の種類に応じ、株式先物取引、債券先物取引に含めて表示すること。
  - (4) 選択権付売買は、オプション取引に含めて表示すること。
  - (5) その他先物取引及びその他オプション取引には、株式、債券に係る先物取引又はオプション取引以外の取引を表示すること。

- (6) コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、金銭信託、コールローン及び割引手形については、当該取引等のうち買付日又は売付日の翌日に転売又は買戻しにより決済される取引等を除いて表示すること。
- (7) 外貨建資産に係る邦貨換算額を外書（括弧書）として表示すること。